



社会福祉法人

令和8年度

# 高松市社会福祉協議会

## 高松市社会福祉協議会とは？

社会福祉法第109条に基づき設立された民間法人です。行政と協働し、地域福祉活動に取り組んでいます。

## 地域福祉とは？

住み慣れた地域で、その人らしく暮らせるよう、地域全体で支え合う取組です。



コスモス園 イメージキャラクター  
コスモス ちゃん  
コスモ くん



高松市社会福祉協議会  
イメージキャラクター  
なごみ ちゃん

## 地域福祉活動の支援

### ●地区社会福祉協議会組織の活動基盤強化事業

地域福祉活動を強化・推進するため、地区社会福祉協議会に対して、活動費の一部助成を行い、自主的な福祉活動を促進します。

### ●地域福祉活動促進事業

福祉まつりや介護教室、料理教室、慰問活動、世代間交流など、地域福祉の向上を目的として、地区社会福祉協議会が実施する活動を支援します。



男木地区 餅つき大会

### ●地区社協広報紙発行事業

地域住民に対して、身近な福祉に関する情報を提供し、地区社協活動への理解と協力を得ることを目的に、広報紙を発行する地区社会福祉協議会に対する支援を行います。

### ●ふれあい・いきいきサロン推進事業

地域におけるふれあい・交流活動を活発化させるとともに、地域で孤立しがちな高齢者や子育て世帯などの交流の場の提供や、仲間づくりを進めるためのサロン活動等を実施する地区社会福祉協議会を支援します。



十河地区

### ●離島生活支援事業

男木島及び女木島において、高齢者や障がい者が、通院や買い物をする際に、送迎を行うための車両を地域に提供することにより、自宅に閉じこもりがちな高齢者等の日常生活を支援します。



女木地区

### ●買い物支援サービス事業

公共交通機関が不便な山間部において、自家用車等の移動手段がなく、日常の食料品や生活用品の買物に支障がある高齢者等に対して、地域の協力を得ながら、自宅と店舗間を自動車で送迎する買い物支援サービスを実施します。

### ●フードバンク・ものバンク事業

企業や個人等から寄付のあった食料品や生活に必要な日用品、関係機関を通じて回収した学用品等を集積し、必要に応じて、困窮世帯や福祉施設、子ども食堂、大学生等に提供することにより、子育て世帯の孤立化防止や困窮世帯の自立支援につなげます。



民間企業からの寄贈

## 地域での助け合う体制の充実・強化

### 重層的支援体制整備事業

#### ●地域支え合い推進員設置事業 (生活支援コーディネーター)

地域における支え合いの取組を推進するため、各地区に「生活支援コーディネーター」を配置し、地域福祉ネットワーク会議の設置・運営などを支援するとともに、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図ります。



香南地区地域福祉ネットワーク会議  
～第100回記念～



地域共生社会推進室紹介動画

#### ●まるごと福祉相談員事業

地域共生社会の実現に向けて、「まるごと福祉相談員」を市内全域に配置し、困っている人を訪問などで見つけ出し、困りごとを抱える人や世帯の相談支援を行うとともに、関係機関と連携して支援のコーディネートをを行います。



まるごと福祉相談員  
～相談の場面～

#### ●心配ごと相談事業

地域の人々が抱える心配ごとや日常の困りごとについて、様々な分野の専門家が問題解決に向けて、無料で相談に応じます。

| 種類   | 内容             | 場所       | 回数    |
|------|----------------|----------|-------|
| 一般相談 | 生活の困りごとについての相談 | 本所<br>支所 | 月1回程度 |
| 専門相談 | 弁護士相談          | 本所       | 年3回程度 |
|      | 総合相談           | 本所       | 年1回程度 |
|      | 暮らしの行政相談       | 本所       | 月1回程度 |

#### ●老人介護支援センター事業

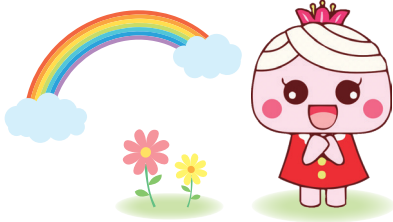
高松市地域包括支援センターのランチ（地域の身近な相談窓口）として、本所及び塩江・香川・香南・国分寺支所において、地域の高齢者又は、その家族らの相談に24時間体制で応じるとともに、その方々が必要とする様々な福祉サービスが的確に受けられるよう、連絡調整や利用手続きを行います。



## 担い手の育成と活動の支援

### ● ボランティア活動の支援 (ボランティア活動保険の普及)

ボランティア活動での万一の事故に備え、参加者が安心して活動できるよう、ボランティア活動保険への加入を促進します。



### ● 共助の基盤づくり事業 (地域福祉フォーラム・情報共有会)

地域サービスの担い手を確保するとともに、地域サービスを支える基盤となる組織、人材を育成し、地域住民相互の共助の取組の活性化を図るため、情報共有会や地域福祉フォーラムを開催します。



本庁ブロック情報共有会



地域福祉フォーラム

## 連携・協働の基盤強化

### ● 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

小規模法人を含め、地域の様々な福祉サービス提供機関が連携する中で、プラットフォームを形成し、制度の狭間による緊急一時的な支援を要する方への支援方策や、新規人材の確保・定着支援の取組について協議を行います。



緊急一時的支援事業にかかるネットワーク会議

### ● ふくし教育 (福祉出前講座) 事業

地域での支え合い・助け合いの意識を育み、福祉への関心・理解を高めることを目的として、職員が学校や地域、企業などに出向き、福祉に関する学びの場の提供や、暮らしに身近な話題に関する情報提供を行います。

また、ふくし教育の更なる推進を目指し、当事者団体等と協力関係を構築できるよう、担当職員の選定や事業の見直しを検討します。



社協ヘルパーによる聴覚障がい講話



小学校での車椅子体験講座

### ● 社会福祉大会の開催

多年にわたり社会福祉に尽力された人々を顕彰するとともに、大会を通じて地域福祉に対する理解を一層深めるなど、福祉関係者の意識啓発を行うため、社会福祉大会を開催し、豊かな福祉文化の土壌づくりに努めます。令和8年度は、節目となる第70回目の大会となります。



### ● 情報発信 (広報紙・ホームページ・SNS・動画)

新たにLINE公式アカウントを作成し、即時性を高めるためのSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の活用にも努め、情報発信力を強化します。

また、令和7年度にリニューアルしたホームページを始め、facebook、YouTube、広報紙等、多様な媒体を活用し、必要としている方に必要な情報が届けられるよう、幅広い福祉情報の提供及び啓発普及活動に積極的に取り組みます。



HP



Facebook

### 講座の一例

- 高松市社会福祉協議会について
- 介護保険について
- ライフプランノート
- 介護離職を防ぐために
- 災害に備えて
- いつまでも元気であるために
- 災害ボランティアについて
- 合理的配慮について
- 今日から始めよう!認知症予防
- 助け合い体験ゲーム
- マネープランゲーム
- 優しさ体験(車いす体験、高齢者疑似体験) など

### ● 福祉的職場体験事業

福祉・介護を支える人材の育成と確保の観点から、社会福祉関係の資格取得に必要な現場実習の場の提供や、中・高・大学生や専門学校生を対象とした福祉の職場体験により、社会福祉への理解や就業への動機付けを促進します。

## 自立支援の推進

### 権利擁護センター事業

#### ●日常生活自立支援事業

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等で判断能力の不十分な方が、地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理サービス等の支援を行います。

#### ●法人成年後見事業

家庭裁判所の審判により、判断能力が不十分な方に代わって本人の財産や権利を守る成年後見人等を受任します。

また、尊厳のある自分らしい生活を継続することができるよう、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護を重視した支援を行います。

#### ●成年後見制度利用促進中核機関事業

認知症高齢者や障がいのある人など、権利擁護支援を必要としている方を含めた全ての人が、尊厳ある自分らしい生活を継続しつつ、地域社会に貢献できるようにするため、福祉や司法など、様々な分野における専門職団体や関係機関が連携し、地域課題の解決に向けて取り組みます。

また、成年後見制度の利用促進に向けた広報活動、相談支援の充実、成年後見人等の担い手確保のための市民後見人育成研修などにも取り組みます。

#### ●見守りあんしんサポート事業（死後事務委任）

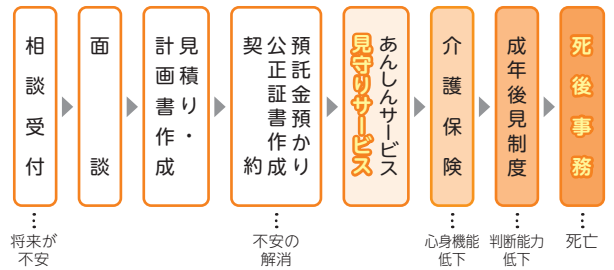
頼れる親族がいない人と、判断能力があるうちに公正証書契約を結び、預託金により、葬儀・埋葬、家財処分、役所への届出などの死後事務を行います。また、毎月、訪問して心身の状況を確認するとともに、入退院時等の支援や日常生活支援等を行うことで、地域で安心して暮らせるようにサポートします。

現在、国において、頼れる身寄りがない高齢者等を支援する新たな事業の創設が検討されていることから、今後、国の動向を注視しながら、事業の見直しを検討します。



#### 死後事務委任 + 見守りサービス

対象者：70歳以上、子どもがなく、契約能力のある方



### 自立相談支援センター事業

#### ●生活福祉資金貸付事業・臨時特例つなぎ資金貸付事業

低所得者世帯・障がい者世帯、又は高齢者世帯等の経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加の促進を図るとともに、安定した生活が送れるよう、生活福祉資金及び臨時特例つなぎ資金の受付、相談・支援を行います。

#### 貸付制度の種類

|  |                   |  |
|--|-------------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>失業し、生活に困っている。</li> <li>再就職するまでの生活費を借りたい。等</li> </ul>                                | <b>総合支援資金</b>     | 日常生活に困難を抱えており、必要な資金を貸し付けることで、自立が見込まれる世帯への貸付※生活困窮者自立支援制度の支援必要 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>引っ越しや葬儀の費用が足りない。</li> <li>技能習得のために、一定期間、収入がなくなる。</li> <li>災害により、住居を失った。等</li> </ul> | <b>福祉費</b>        | 日常生活を送る上で、又は自立生活を資するための一時的に必要なであると見込まれる経費の貸付                 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>初任給までの生活費が必要。</li> <li>医療費の支払いにより、生活費が不足した。</li> <li>災害により避難し、手元に現金がない。等</li> </ul> | <b>緊急小口資金</b>     | 緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の貸付                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>高校・大学等への就学費用を借りたい。等</li> </ul>  | <b>教育支援資金</b>     | 高校・大学等への就学や入学に必要な経費の貸付                                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>持家で継続して生活したいが、生活費が足りない。等</li> </ul>   | <b>不動産担保型生活資金</b> | 所有の住居を担保にした生活費の貸付  |

また、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金の借受人を対象に、償還や困窮等の相談・支援を行うとともに、アンケートにより把握した状況を基に、引き続きフォローアップ支援を行います。

#### ●特例貸付借受人へのフォローアップ支援

##### 自立相談支援センター



- ・償還に関する相談
- ・償還免除等の手続き支援
- ・自立に向けた相談支援
- ・家計、就労等の各種支援

- アンケート調査による状況把握
- 訪問等のアウトリーチ



償還免除の方、償還が困難な方等

## ●生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援事業）

「自立相談支援センターたかまつ」で、失業者や低所得世帯などからの生活相談に応じるとともに、複雑化・複合化する相談ケースに対して、家計改善支援事業や就労準備支援事業などを活用し、効果的・効率的に支援プランの策定を行います。

また、地域の社会資源である他制度のネットワークや他機関等と密接に連携した支援を行うとともに、相談に訪れることができない方や特例貸付金の償還が困難な方などに対して、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型支援を積極的に行います。



## ●身体障害者福祉センターコスモス園事業



身体障がい者に対して、各種相談に応じるとともに、できるようになる喜びを仲間と共に体感し、心豊かな日常生活が送れるよう、日常生活訓練、社会適応訓練、創作的活動、スポーツレクリエーション等を行い、身体障がい者の福祉の増進を図ります。



ピラティス教室の様子



食の教室の様子

## ●住居確保給付金に係る支援事業

離職から原則2年以内、又は休業等で離職と同程度の状況にあり、家賃の支払いに困っている方に対して、就職に向けた活動等を条件に、一定期間、家主に対して家賃相当額を支給します。

また、著しく収入が減少し、自立相談支援事業での家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められた方に対して、転居のための初期費用を補助します。

## ●家計改善支援事業

家計収支のバランスがとれていないなどの理由で、家計が苦しく生活が困窮している方からの相談に応じるとともに、課題の解決に向けて、相談者自身が家計を管理できるよう支援します。

## ●無料職業紹介事業

就労支援の一つとして、相談者から求職の申込みを受け付け、人材を必要としている事業所とマッチングを行うことにより、相互の雇用関係が円滑に成立するよう支援します。

## ●たすけ合い金庫事業

生活困窮者の一時的な援助等を目的に、各地区民生委員児童委員協議会への委託・運営により、少額の生活費等の貸付けを行います。

## ●車いす貸与事業

介助・通院・旅行等の用途で一時的に車いすを必要とする場合や、学校等での福祉教育を目的とした体験学習等を実施する場合に、車いすの貸出しを行います。

## ●子どもの学習・生活支援事業

いわゆる「貧困の連鎖」を防止するため、生活困窮世帯の子ども（中学生）を対象に、学習力の向上を図り、高校進学や将来の安定的な就労につなげる学習支援教室を開催します。

また、保護者等に対する子どもの生活習慣・育成環境の改善に関する助言や、教育及び就労（進路選択等）に関する情報提供、関係機関との連絡調整を行います。

## ●香川おもいやりネットワーク事業への参画

県内の社会福祉法人や社会福祉協議会、民生委員児童委員など、関係機関・団体が協働して、さまざまな「生活のしづらさ」を抱える人を「地域全体が支援する仕組み」を作ることにより、普段の暮らしを支えることを目指す「香川おもいやりネットワーク事業」に、引き続き参画し、支援活動を実践します。



## ●在宅福祉サービス事業

担い手として加入した「協力会員」が、日常生活に困っている高齢者や障がい者、子育て世帯などの「利用会員」に、家事支援、通院・外出支援のサービスを提供することにより、困りごとを抱える方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

| 家事支援                             | 通院・外出支援                          |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 掃除、調理、洗濯、買い物等、日常生活に必要なサポートを行います。 | ひとりでの外出が不安な方の、買い物や散歩、通院等に付き添います。 |

## 介護職員等養成研修

### ●介護職員初任者養成研修

福祉や介護の未経験者や、他業種からの転職を考えている方等、多様な人材の参入を促し、介護職員として働く上で必要な知識と技術を習得することを目的に、介護現場に従事する訪問介護員（ホームヘルパー）等の養成を行います。



### ●同行援護従事者養成研修

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者（児）に対して、外出に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介助、その他必要な援助を適切に行う同行援護従事者の養成を行います。



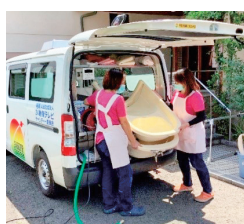
### ●全身性障害者移動支援従業者養成研修

全身にわたる運動及び機能障がい、四肢体幹機能障がいがあり、行動上、著しい困難を有する全身性障がい者（児）に対して、外出に同行し、移動の援護、排せつ及び食事等の介助、その他必要な援助を適切かつ効果的に行う全身性ガイドヘルパーの養成を行います。

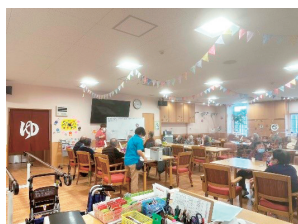


# 介護サービス事業

| 事業名          | 事業の内容           | 実施事業所                              |    |    |    |    |     |   |
|--------------|-----------------|------------------------------------|----|----|----|----|-----|---|
|              |                 | 本所                                 | 塩江 | 牟礼 | 香川 | 香南 | 国分寺 |   |
| 介護保険関係事業     | 居宅介護支援事業        | ケアマネジャーが介護サービスのプランを作成する            | ●  | ●  | ●  | ●  | ●   | ● |
|              | 訪問介護事業          | ヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活支援を行う           | ●  |    |    | ●  |     |   |
|              | 通所介護事業          | 施設に通い、入浴、食事、機能訓練を行う                | ●  |    |    | ●  | ●   | ● |
|              | 訪問入浴介護事業        | 浴槽付車両で訪問し、入浴介護を行う                  | ●  |    |    |    |     |   |
|              | 訪問看護事業          | 看護師が居宅を訪問し、在宅療養を支援する               | ●  |    |    |    |     |   |
|              | 要介護認定調査事業       | 市から受託し、要介護・要支援状態の認定調査を行う           | ●  |    |    |    |     |   |
| 障害福祉サービス関連事業 | 居宅介護事業          | 障がい者等の居宅を訪問し、介護や家事等の援助を行う          | ●  |    |    | ●  |     |   |
|              | 重度訪問介護事業        | 重度障がい者等の居宅を訪問し、介護や家事等の援助を行う        | ●  |    |    | ●  |     |   |
|              | 同行援護事業          | 視覚障がい者等の外出時に同行し、援助する               | ●  |    |    | ●  |     |   |
|              | 移動支援事業          | 屋外での移動が困難な障がい者に同行し、援助する            | ●  |    |    | ●  |     |   |
|              | 身体障害者訪問入浴事業     | 寝たきりの障がい者宅に浴槽付車両で訪問し、入浴介護を行う       | ●  |    |    |    |     |   |
|              | 障がい者相談支援センター事業  | 障がい者サービスの相談及び計画作成を行う               | ●  |    |    |    |     |   |
| その他の介護サービス事業 | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 一時的に生活援助を必要とする、ひとり親家庭等を訪問し、家事支援を行う | ●  |    |    | ●  |     |   |
|              | 子育て世帯(ヤングケアラー)  | ヤングケアラーがいる家庭を訪問し、家事支援を行う           | ●  |    |    | ●  |     |   |
|              | 多胎妊産婦支援事業       | 双子・妊産婦などの多胎妊婦、多胎家庭の家事支援を行う         | ●  |    |    | ●  |     |   |
|              | 老人介護支援センター      | 地域の高齢者の相談に応じ、連絡調整等の対応を行う           | ●  | ●  |    | ●  | ●   | ● |



訪問入浴



通所介護



居宅介護支援



移動支援



訪問介護

# 「みんなで つなぎ ささえる ふだんの暮らし 地域の未来」

「みんなで助け合う地域づくり」「地域福祉を支える仲間づくり」「地域社会を支える福祉サービスの提供」の三つを基本目標として、年齢や障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域で、その人らしく、安心して生活を営むことができる地域共生社会の実現を目指します。

## 賛助会員募集

本会の掲げる理念や地域福祉活動に賛同いただける賛助会員（企業・法人・団体）を募集しています。皆様からいただいた賛助会費は、地域福祉活動の推進のため、様々な事業に役立てています。皆様のご協力をお願いいたします。

- 年会費 1口 10,000円から
- 2口以上の賛助会員は、本会ホームページにバナー広告を掲載できます。

### 福祉コミュニティセンター高松 西館

- 事務局・経営クリエイティブ課(車いす貸出事業)  
☎ 811-5666 FAX 811-5256
- 権利擁護センター(日常生活自立支援事業・法人成年後見事業)  
☎ 811-5250 FAX 811-5256
- 在宅福祉サービス事業  
☎ 811-5777 FAX 811-5256
- 地域共生社会推進室  
(生活支援コーディネーター、まるごと福祉相談員)  
☎ 811-5888 FAX 811-5257
- 学習支援事業  
☎ 811-5988 FAX 811-5256
- 高松市共同募金委員会  
☎ 811-5251 FAX 811-5257
- 要介護認定調査事業  
☎ 811-1700 FAX 811-6162
- 訪問介護事業  
☎ 811-5555 FAX 811-5258
- 訪問入浴介護事業  
☎ 811-5555 FAX 811-5258
- ひとり親家庭等日常生活支援事業  
☎ 811-5555 FAX 811-5258
- 身体障がい者訪問入浴事業  
☎ 811-5555 FAX 811-5258
- 障がい福祉サービス関連事業  
☎ 811-5555 FAX 811-5258

### 福祉コミュニティセンター高松 東館

- デイサービスセンター  
☎ 806-0505 FAX 806-0504
- 居宅介護支援事業  
☎ 806-0500 FAX 811-5255
- 老人介護支援センター  
☎ 806-0500 FAX 811-5255
- 障がい者相談支援センター  
☎ 806-0503 FAX 811-5255
- 訪問看護ステーション  
☎ 806-0502 FAX 811-5255
- 高松市身体障害者福祉センターコスモス園  
☎ 880-3574 FAX 880-3575



## 所在地



◀ 本所西館



▶ 本所東館

## 本所 (福祉コミュニティセンター高松内)



〒760-0066  
高松市福岡町  
二丁目24番10号

**事務局**  
■ 経営クリエイティブ課  
**TEL.087-811-5666**  
**FAX.087-811-5256**

● ホームページ  
<https://www.takamatsushi-shakyo.or.jp/>

## 塩江支所 (旧高松市塩江地域保健活動センター内)



〒761-1612  
高松市塩江町安原上東  
99番地1

**事務局**  
**TEL.087-893-0440**  
**FAX.087-893-0444**

※ 令和8年度中移転予定

## 牟礼支所



〒761-0121  
高松市牟礼町牟礼  
216番地1

**事務局**  
**TEL.087-845-3984**  
**FAX.087-845-4440**

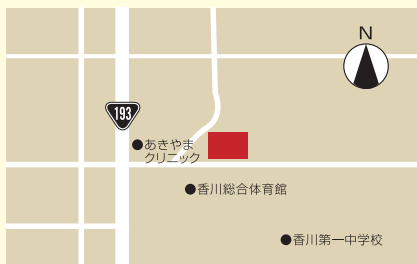
## 庵治支所 (高松市庵治地域保健活動センター内)



〒761-0130  
高松市庵治町978番地

**事務局**  
**TEL.087-870-3426**  
**FAX.087-871-4566**

## 香川支所 (香川社会福祉センター内)



〒761-1701  
高松市香川町大野  
450番地

**事務局**  
**TEL.087-879-8021**  
**FAX.087-879-8048**

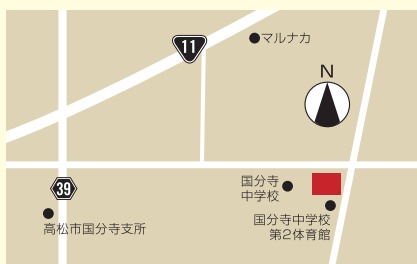
## 香南支所 (香南社会福祉センター内)



〒761-1404  
高松市香南町横井  
1028番地

**事務局**  
**TEL.087-879-1313**  
**FAX.087-879-1398**

## 国分寺支所 (国分寺社会福祉センター内)



〒769-0101  
高松市国分寺町新居  
1150番地1

**事務局**  
**TEL.087-874-5770**  
**FAX.087-875-9532**

## 自立相談支援センターたかまつ



〒760-0017  
高松市番町二丁目  
1番1号  
NTT番町ビル1階

**事務局**  
**TEL.087-802-1081**  
**FAX.087-802-1082**

## 支所活動の推進

各支所が、より一層、地域住民にとって身近な存在となるよう、組織体制について検討するなど、相談しやすい拠点づくりに取り組みます。